

# 広報



2 0 0 6

7

●平成18年7月

**NO.396**

## C O N T E N T S

国保税・税率が改正されました	2
介護保険・保険料のお知らせ	4
今年もやります、義経まつり	6
保健だより	7
インフォメーション	8
生涯学習つうしん	10

### お願いごとはなあに？

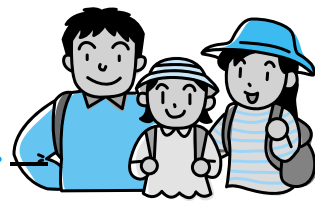
7月7日の七夕を前に、藤田幼稚園では七夕飾りをつくりました。色とりどりの短冊に願いごとを書き、折り紙で飾り付けをします。

園児に聞きました。「お願いごとはなあに？」すると...「あのねー、あのねー、ひみつ♪」



★国民健康保険税の計算モデルケース

— 国見太郎さんのお宅の場合



世帯主	国見太郎さん	41歳	所得額 300万円	固定資産税額 3万円
妻	花子さん	38歳		固定資産税額 3万円
子	国保くん	12歳		

医療分

(国見太郎さん、花子さん、国保くんの3人分)

所得割額	(300万円 - 33万円 [基礎控除]) × 7.18%	= 191,706円
資産割額	(3万円 + 3万円) × 24.87%	= 14,922円
均等割額	23,331円 × 3人	= 69,993円
平等割額	22,506円 × 1世帯	= 22,506円
合計	(100円未満は切り捨て)	299,100円

介護分

(国見太郎さんの1人分)

所得割額	(300万円 - 33万円 [基礎控除]) × 1.61%	= 42,987円
資産割額	3万円 × 9.34%	= 2,802円
均等割額	9,226円 × 1人	= 9,226円
平等割額	5,815円 × 1世帯	= 5,815円
合計	(100円未満は切り捨て)	60,800円

医療分と介護分の合計が国民健康保険税となります。  
**299,100 + 60,800 = 359,900円**

国の税制改正による公的年金受給者の方への経過措置

地方税法ならびに町税条例の改正により、平成18年度から65歳以上の公的年金所得を計算する方法が変わりました。

この見直しにより、平成18年度からは国民健康保険税算定の基礎となる所得額が平成17年度より増える計算となり、国民健康保険税が増額となる場合があります。

そこで、国民健康保険税への影響を緩和するため、次の措置がとられます。

①国民健康保険税の所得割の算定基礎額は・・・

$$\text{公的年金所得} - \text{公的年金等特別控除} - \text{基礎控除} = \text{算定基礎(所得)}$$



- 平成18年度課税分⇒公的年金所得から公的年金等特別控除として13万円が減額されます。
- 平成19年度課税分⇒公的年金所得から公的年金等特別控除として7万円が減額されます。

②国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法は・・・

$$\text{公的年金所得} - \text{特別控除 15万} - \text{公的年金等特別控除} = \text{軽減判定所得}$$



- 平成18年度課税分⇒公的年金所得から公的年金等特別控除として13万円(計28万円)が減額されます。
- 平成19年度課税分⇒公的年金所得から公的年金等特別控除として7万円(計22万円)が減額されます。

◆国保税についての問い合わせ

税務課課税グループ ☎ 585 - 2778

E-mail zeimu@town.kunimi.fukushima.jp



平成18年度 国民健康保険税

税率が改正されました

平成18年度 国民健康保険税の税率

	医療分	介護分
所得割 [所得額に応じ計算]	7.18% (6.57%)	1.61% (1.50%)
資産割 [固定資産税に応じ計算]	24.87% (24.74%)	9.34% (9.30%)
均等割 [加入者1人につき]	23,331円 (23,859円)	9,226円 (9,805円)
平等割 [1世帯につき]	22,506円 (23,423円)	5,815円 (6,245円)
課税限度額 [課税される上限額]	53万円	9万円 (8万円)

( )は17年度

6月21日招集の国見町議会定例会において、国民健康保険税(医療分)と介護納付金分保険税(介護分)からなる平成18年度国民健康保険税の税率が決定されました。これは平成17年度の所得と医療費などが確定したのをうけ改正したもので、医療分については、国民健康保険特別会計の繰越金等から3,300万円を充当し、加入者の保険税負担の軽減に努めました。

昨年とほぼ同額  
医療分の1世帯当たりの平均年税額は13万5,640円で昨年度と比較すると3,406円の減、また1人当たりでは6万2,207円で昨年度と比較すると745円の減となりました。

国民健康保険税は医療分と介護分  
国民健康保険税は、医療分と40歳から64歳までの方(介護保険の第2号被保険者の方)が含まれる世帯については介護分からなっています。税額については、

納付書は世帯主へ  
国民健康保険税の納付書は、世帯主の方へ届けます。世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納税義務者となります。

所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目を算出し、世帯ごとの保険税を決定していきます。

1世帯及び1人当たりの平均保険税負担額(年額/円)

	医療分		介護分	
	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり
18年度	135,640	62,207	34,083	24,578
17年度	139,046	62,952	35,891	25,613
増減額	△ 3,406	△ 745	△ 1,808	△ 1,035

保険税の軽減について

- 次の条件に当てはまる世帯については、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されます。
- 7割軽減…加入者全員の総所得金額等が33万円以下の世帯。
  - 5割軽減…加入者全員の総所得金額等が33万円に被保険者(ただし納税義務者を除く)1人につき24万5千円を加算した額以下の世帯。
  - 2割軽減…加入者全員の総所得金額等が33万円に被保険者1人につき35万円を加算した額以下の世帯。

保険税は忘れずに  
国民健康保険に加入すると、「医療を受ける権利」を持つと同時に、「保険税を納める義務」も生じます。保険税は国民健康保険制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期内に納めましょう。保険税の公平性を保つため、滞納者には厳しい措置がとられることがあります。

## 介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は個人ごとに異なり、次の①から④までの4種類があります。年金の受給額によって、年金天引きによる方法（特別徴収）と納入通知書により金融機関等で納める方法（普通徴収）があります。

①	○4月1日現在の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金額が年額18万円以上の方 ⇒特別徴収 ※4月と5月に「仮徴収額通知書」が送付されています。	<table border="1"> <tr><th colspan="6">年額保険料</th></tr> <tr><td>4月</td><td>6月</td><td>8月</td><td>10月</td><td>12月</td><td>2月</td></tr> <tr><td colspan="3">仮徴収</td><td colspan="3">本徴収</td></tr> </table> <p>※今回、特別徴収開始通知書をお送りしました。年額保険料から仮徴収される金額を差し引いた金額を10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きいたします。</p>	年額保険料						4月	6月	8月	10月	12月	2月	仮徴収			本徴収																				
年額保険料																																						
4月	6月	8月	10月	12月	2月																																	
仮徴収			本徴収																																			
②	○保険料の段階が昨年より上がった方 ⇒特別徴収+普通徴収	<table border="1"> <tr><th colspan="6">年額保険料</th></tr> <tr><td>4月</td><td>6月</td><td>8月</td><td>10月</td><td>12月</td><td>2月</td></tr> <tr><td colspan="3">仮徴収</td><td colspan="3">本徴収</td></tr> <tr><th colspan="6">年金天引き（特別徴収）※1</th></tr> <tr><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><th colspan="6">納付書で納めます（普通徴収）※2</th></tr> </table> <p>(※1) 7月中旬に特別徴収開始通知書をお送りいたします。年額保険料から仮徴収される金額と、納付書で納める金額を差し引いた金額を10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きいたします。 (※2) 7月中旬に納入通知書（納付書）をお送りいたします。届いた納付書で、7月、8月、9月の3回分を金融機関で納めてください。</p>	年額保険料						4月	6月	8月	10月	12月	2月	仮徴収			本徴収			年金天引き（特別徴収）※1						7月	8月	9月				納付書で納めます（普通徴収）※2					
年額保険料																																						
4月	6月	8月	10月	12月	2月																																	
仮徴収			本徴収																																			
年金天引き（特別徴収）※1																																						
7月	8月	9月																																				
納付書で納めます（普通徴収）※2																																						
③	○昨年度65歳になった方で今年度から特別徴収となる方等 ⇒普通徴収+特別徴収	<table border="1"> <tr><th colspan="6">年額保険料</th></tr> <tr><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>12月</td><td>2月</td></tr> <tr><td colspan="3">納付書で納めます（普通徴収）※1</td><td colspan="3">年金天引き（特別徴収）※2</td></tr> </table> <p>(※1) 7月中旬に納入通知書（納付書）をお送りいたします。届いた納付書で、7月、8月、9月の3回分を金融機関で納めてください。 (※2) 7月中旬に特別徴収開始通知書をお送りいたします。年額保険料から、納付書で納める金額を差し引いた金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きいたします。</p>	年額保険料						7月	8月	9月	10月	12月	2月	納付書で納めます（普通徴収）※1			年金天引き（特別徴収）※2																				
年額保険料																																						
7月	8月	9月	10月	12月	2月																																	
納付書で納めます（普通徴収）※1			年金天引き（特別徴収）※2																																			
④	○平成18年3月以降に65歳になった方 ○老齢・退職年金、障害年金、遺族年金額が18万円未満の方 ○平成18年4月1日（賦課期日）時点で年金を受給していなかった方等 ⇒普通徴収	<table border="1"> <tr><th colspan="8">年額保険料</th></tr> <tr><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td></tr> <tr><th colspan="8">納付書で納めます（普通徴収）</th></tr> </table> <p>※7月中旬に納入通知書（納付書）をお送りいたします。届いた納付書で、7月から翌年2月までの8回分を金融機関で納めてください。</p>	年額保険料								7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	納付書で納めます（普通徴収）																			
年額保険料																																						
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月																															
納付書で納めます（普通徴収）																																						

◆問い合わせ 税務課 グループ ☎585-2778	保険料段階		18年度	19年度	20年度
	税制改正が無かった場合の段階	税制改正により適用される段階			
	第1段階	→ 第4段階	20,700円	29,700円	39,100円
	第2段階	→ 第4段階	25,800円	32,400円	
	第3段階	→ 第4段階	31,200円	35,100円	
	第1段階	→ 第5段階	23,800円	36,300円	48,800円
	第2段階	→ 第5段階	29,300円	39,100円	
	第3段階	→ 第5段階	34,400円	41,400円	
	第4段階	→ 第5段階	42,200円	45,300円	

保険料負担を軽減するため...  
平成17年度税制改正（平成18年度課税分住民税より適用）の影響により所得段階が上がる方は、2年間の保険料軽減措置が実施されます。（対象となる方は、自動的に減額となりますので、申請や届出は必要ありません。）



# 介護保険

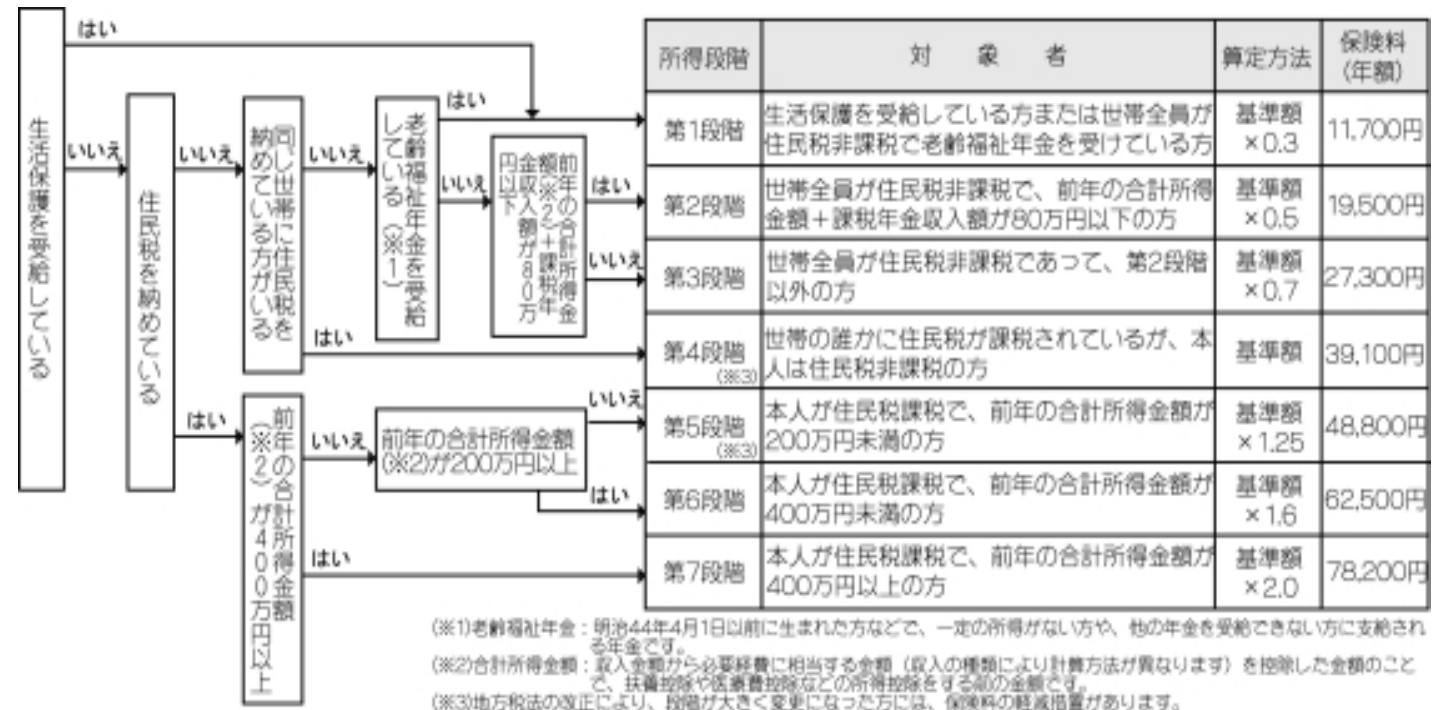
## 18年度 保険料のお知らせです。

いつまでも元気に  
いつまでも安心して  
この町で暮らしたい

介護保険は、介護を社会全体で支えあう大切な制度です。  
町で介護保険を運営していく大切な財源です。

65歳以上の方（第一号被保険者）の介護保険料は、法律の規定により3年ごとに見直され、平成18年度から平成20年度までの町の介護保険料が改定されました。（詳細は「広報くにも4月号」をご覧ください）  
介護保険料は、本人や世帯の所得・課税状況などに応じて7段階に分けられます。それぞれの保険料額は、基準額に段階別の保険料率を乗じて、年間の保険料が算定されます。

### あなたの介護保険料は??





▲ 7月10日開催された義経まつり実行委員会

# 今年も開催！ 第11回義経まつり

6月6日開催の「国見町まちづくり推進協議会」（松浦常雄会長）において、本年も義経まつり開催に向けて推進することが確認されました。義経まつりは今年で11回目を数えます。

7月10日には、町内各団体などを代表する約100名によって実行委員会が組織され、東海林一樹商工会長を実行委員長に選出したほか、9月23日に義経まつりを行うこと、武者行列部会、イベント部会など7つの部会により運営すること、広く協賛金をお願いすることなどが決定されました。

これにより、9月23日（くにみの日）の開催へ向けて、義経まつりが動き出しました。

## 義経まつり協賛金 協力のお願ひ

町民みんなの手作りのイベントとするために、昨年同様広く町民皆様の参加と運営資金のご協賛をお願いすることといたしました。何とぞ趣旨ご理解の上ご協力くださいますようお願い申し上げます。

『義経まつり』事業費（概算）650万円

財源内訳

● 推進協議会助成金	400万円
● 町内各世帯	140万円
● 町内各事業所	50万円
● 商工会・JA伊達みらい	30万円
目標 各世帯	1口 500円以上
目標 各企業	1口 5,000円以上

第11回義経まつり実行委員会

### ◆問い合わせ

第11回義経まつり実行委員会事務局（役場企画情報課内）

☎ 585-2927 FAX 585-2181 kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

## ようこそ！モモの先進地へ

6月7・8日、第46回全国モモ研究大会が福島県を会場に行われ、全国各地からモモ生産者・指導者が集まりました。

現地視察では、長谷川宗夫さん（高城）のモモ畑を参加者が訪れ、進んだ技術や経営も含め、意見交換をしました。



6月の  
グラビア  
ミニ

## 頑張ってください！

第59回県総体県民スポーツ大会県北地域大会へ出場する、壮年ソフトボール、ソフトテニス、家庭バレーボールのチームへ、町長から激励金が手渡されました。

ソフトテニス競技は第3位と健闘しました。

# 子宮がん検診 検診日の変更について

広報6月号でお知らせしました子宮がん検診日程が、  
検診施設の公立藤田総合病院の都合により、下記のと  
おり変更となりました。



	変更前	変更後
期間及び 検診日	7/11～9/28の火曜日・木曜日のみ (8/15は除く)	7/11～7/27の火曜日・木曜日のみ 8/3～9/28の月曜日・木曜日のみ (祝祭日は除く)

※当初の検診指定が8、9月の火曜日の方には、新しい検診票を送付いたしておりますが、不明な点等あり  
ましたら保健福祉課へお問合せください。

8月2日(火)は国見町の献血の日です。



**いのちを救う  
愛の献血に  
ご協力を!!**

7/1～7/31「愛の血液助け合い運動」

【場所】	【時間】
国見製菓(株)前	9時00分～11時30分
伊達みらい農業協同組合 国見総合支店前	13時00分～14時30分
生活協同組合コープマート 国見店前	15時00分～17時00分

※今年度より献血バスでの成分献血はできなくなりましたのでご了承  
ください。

## \*\*\* 乳児健診 \*\*\*

該当児	実施日	受付時間	会場
・3か月児(平成18年5月生まれ) ・9か月児(平成17年11月生まれ)	9月28日(木)	午後1時30分～午後2時	観月台文化センター 第1和室

【健診内容】 医師の指導、身長・体重測定、調乳、離乳、予防接種などについて  
《持参するもの》 母子健康手帳を忘れずに!

## \*\*\* 1歳6カ月児健診 \*\*\*

該当児	実施日	受付時間	会場
平成17年1月1日～ 平成17年4月15日生まれの幼児	9月14日(木)	午後1時30分～午後2時	観月台文化センター 大研修室

【健診内容】 内科と歯科の医師の診察、歯科衛生士による歯みがき指導、生活保健指導、身長・体重測定などを行います。  
臨床心理士による相談・指導…子育てに関する不安や悩み等、お気軽にご相談ください。  
栄養指導(おやつを試食)もあります。  
《持参するもの》 母子健康手帳と1歳6カ月児健康診査票(必要事項を記入してください)を忘れずに!

## \*\*\* ニコニコ相談会 \*\*\*

対象者	実施日	実施時間	会場
国見町在住の乳幼児及びその保護者	9月7日(木)	午前9時30分～ 午前10時30分	観月台文化センター 第1和室

【実施内容】 身体計測、栄養相談、子育て相談等について保健師、栄養士がお待ちしております。  
《持参するもの》 母子健康手帳を忘れずに!

## 麻しん・風しん予防接種のお知らせ

平成18年6月から予防接種法の改正により、麻しん・風しんの予防接種が小学校に入学する前の1年間に第2  
期としてもう1回接種することになりました。(対象年齢になりましたら個別にお知らせいたします)  
改正された理由は、1回接種では成長過程で予防接種による感染予防効果が低下し、麻しんや風しんに感染する  
可能性があるため、年長児の時に追加接種をして予防効果を高めるためです。  
また2歳から5歳未満で、まだ麻しん及び風しん予防接種を受けていないお子さんは、平成19年3月31日ま  
では公費負担で行うことができますので、保健福祉課までお問い合わせください。

# 夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

～高齢者の交通事故防止～

運動期間  
平成 18 年 7 月 16 日(日)～ 25 日(火)

## 暑中見舞いによる 交通安全一声運動

小学校 5・6 年生から保護者へ、「交通安全」の一声を添えた暑中見舞いを贈ります。

## 高齢者への 街頭啓発活動

7 月 21 日藤田病院前で、高齢者・その家族の皆さんへ啓発チラシを配布し、交通安全の意識高揚を図ります。

## みやぎ・ふくしま 県境キャンペーン

7 月 25 日、白石市斎川地内国道 4 号線にて白石地区と合同で啓発活動を行います。

## シートベルト 着用状況調査

町内 5 箇所において、シートベルトの着用状況を調査し、今後の交通安全運動の対策へつなげます。

# 阿津賀志山整備構想に関する懇談会 委員を募集しています

町では、阿津賀志山の整備構想について調査・検討を行うため、国見町阿津賀志山整備構想に関する懇談会を設置しました。

町民の皆様からのご意見を幅広く取り入れるために、懇談会委員の一部について公募いたします。

町づくり整備事業に関心がある方々のご応募をお待ちしております。

### 【応募要領】

- 募集人数 5 名以内
- 応募資格 次の①から③までのすべてに該当する方
  - ①町内に在住する 20 歳以上（平成 18 年 7 月 1 日現在）の方
  - ②まちづくり整備事業に関心がある方
  - ③年 4 回程度平日に開催される委員会に出席できる方
- 応募方法 応募申込書（町のホームページからもダウンロードできます）を持参、郵送またはメールのいずれかの方法にて提出して下さい。
- 応募締切 平成 18 年 7 月 31 日（月）  
郵送の場合は同日付消印有効
- その他 任期は 2 年間。懇談会に出席した場合には日額 2,200 円を支給します。
- 問い合わせ・応募先  
〒 969-1792 国見町大字藤田字一丁田二、2-1  
企画情報課企画情報グループ  
☎ 585-2927 FAX 585-2181  
E-mail kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

# インフォメーション

## 募集

海上保安大学校・海上保安学校学生

人事院及び海上保安庁では、平成 19 年 4 月に海上保安大学校・海上保安学校に入学する学生を次のとおり募集します。

- ▼受験資格▽海上保安大学校：昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた方
- ▽海上保安学校：昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた方（詳細はお問い合わせ下さい）
- ▼受付期間▽海上保安大学校：8 月 24 日（木）～ 9 月 5 日（火）▽海上保安学校：7 月 18 日（火）～ 8 月 1 日（火）

## お知らせ

ひきこもり相談・心の健康相談

県北保健福祉事務所では、「ひきこもり相談」・「心の健康相談」を行っています。

- ▼引きこもり相談▽専門医師による相談：8 月 11 日（金）午後 2 時～ 4 時、9 月 15 日（金）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分▽臨床心理士による相談：8 月 1 日（火）、9 月 19 日（火）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
- ▼心の健康相談：8 月 31 日（木）、9 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～ 午後 3 時 30 分
- ▼場所：いずれも県北保健福祉事務所 2 階小会議室
- ▼申込方法：予約制です。実施日の 1 週間前まで申し込んでください。
- ◆申込み・問い合わせ  
県北保健福祉事務所健康福祉部障がい者支援センター  
☎ 534-4300

## 水道管漏水発見 のためのお願

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施していますが、すべての漏水を発見するには至っておりません。

今年度も引き続き、貴重な水を無駄にしないため漏水調査を実施し、漏水の発見・解消に努めていきますが、町民の皆様のご協力も

## 不可欠です。

もし、道路上などで原因不明の水が流れているなど、漏水の疑いのある場所を発見されましたら、役場上下水道課水道グループへご連絡くださいますようお願いいたします。

◆連絡先  
上下水道課水道グループ  
☎ 585-2997

## 個人事業税のお知らせ

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から 8 月 10 日頃に納税通知書をお送りしますが、第 1 期分は 8 月 31 日まで、第 2 期分は 11 月 30 日までの 2 回に分けて納めていただくことになっています。ただし税額が 1 万円以下の場合は、8 月 31 日までに一括して納めていただくこととなりますので、納期内の納税をお願いいたします。

## お勧めします 口座振替制度

個人事業税については、金融機関の預金口座から自動的に納めることができる口座振替の制度がありますので、ぜひご利用下さい。（手続用紙は納税通知書に同封してあります。また、県北地方振興局県税部にも用意してあります。）  
詳しいことは、下記へお問い合わせ下さい。  
◆問い合わせ  
福島県県北地方振興局県税部  
課税第 1 グループ ☎ 521-7636（個人事業税の照会）  
納税グループ ☎ 521-7633（口座振替制度の照会）

## 耕地面積統計調査を 行います

農林水産省では、農業行政の基礎資料を整備することを目的に、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにする面積統計調査を行うています。

身分証を携帯した、東北農政局福島農政事務所福島統計・情報センター職員が、農地を巡回し、農作物の作付状況を調査いたしまし、ご協力をお願いいたします。

調査日程：8 月 1 日～ 12 月 20 日（予定）  
調査区域：国見町全域  
調査員：東北農政局福島農政事務所福島統計・情報センター職員  
◆問い合わせ  
東北農政局福島農政事務所福島統計・情報センター  
☎ 534-1114

## 今月の納税

固定資産税（第 2 期）  
介護保険料（第 1 期）  
国民健康保険税（第 1 期）  
納期限は…  
**7 月 31 日（月）です。**

### 8 月の心配ごと相談

4 日(金)	菊地 平助さん 秦 カツ子さん
25 日(金)	三瓶 茂さん 近藤 時子さん

・場所 役場(2 階)相談室  
・時間 午前 9 時～正午

### 交通事故発生状況 6 月 30 日現在

	管内	国見
人身事故件数	48	15
死者	2	0
傷者	58	19

### 人口と世帯

平成 18 年 6 月 1 日現在  
人口 10,563 人(-9)

男	5,095 人(-1)
女	5,468 人(-8)

出生 7 人 死亡 10 人  
転入 22 人 転出 28 人  
世帯 3,204 世帯

### お誕生おめでとう

お子さん 保護者

実沢 アヤさん(第 9)	佐藤 尚喜さん(滝山)	安藤 善太郎さん(天町南)	佐藤 直治さん(山崎館)	赤坂 兼治さん(内谷西)	佐藤 正二さん(泉田上)	後藤 篤二さん(第 9)	荒藤 洋子さん(第 11)	斎藤 ナヨさん(太田川)	佐藤 ちかさん(小坂)
--------------	-------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	-------------

お祝い申し上げます

(6 月末日までに、当町窓口で受付した方で、住所を有する方を掲載しました。)

掲載を希望されない方は、届け出の際にお申し出下さい。

会社も、お店も、学校も、病院も。  
**事業所・企業  
統計調査**  
平成 18 年 10 月 1 日(日)  
9 月下旬から調査員がお伺いします。  
総務省統計局 福島県 国見町

夏休み親子映画館  
**ALWAYS 三丁目の夕日**  
 ～第29回日本アカデミー賞 最優秀作品賞～  
 携帯もパソコンもTVもなかったのに、どうしてあんなに楽しかったのだろう。  
 昭和30年代の東京下町を舞台に、人々の人情味あふれる物語が展開します。  
 と き 8月19日(土)  
 午後6時 開場 午後6時30分 上映開始  
 入場料 全席指定 大人 800円  
 高校生以下 500円

夏の夜新 一納涼寄席～  
 ベテラン落語家と日本講談協会トップの実力者同士が競演します。  
 と き 8月20日(日)  
 午後5時30分 開場 午後6時 開演  
 入場料 全席指定 前売 500円  
 当日 800円  
 ※未就学児の入場はお断りします  
 出演者  
 (落語)三遊亭左遊(福島県二本松市出身)  
 (落語)春雨や雷蔵(第54回文化庁芸術祭演芸部門優秀賞受賞)  
 (講談)神田 松鯉(日本講談協会最高顧問)神田山陽の師匠



キッズシアター

6月27日、観月台文化センターにおいて、「見えない友達」(アラン・エイクボーン原作)を劇団仲間が上演して演劇教室が開催されました。  
 この劇は、家族が自分の話を聞いてくれないと不満を持つ少女が、想像上の友達に話しかけているうちに、見えないはずの友達が現れ、本当の家族と入れ替わって



しまのお話して、喜劇タッチの内容とラストの思わぬ展開に、子どもたちは時折笑いながら最後まで楽しく鑑賞しました。

作品展示	国見町水墨画クラブ作品展 国見町絵画クラブ作品展 ○とき 7月15日～7月29日 ○主催 国見町文化団体連絡協議会	○場所 観月台文化センター 多目的スペース
	「らくらく写真入門教室」 参加者作品展示 ○とき 7月30日～8月19日 ○主管 国見写真倶楽部 くみにフォトサークル	○時間 午前9時～午後5時

熱戦を展開!

一町長杯 スポーツ大会

5月28日から6月18日にかけて行われた町長杯スポーツ大会。8種目の競技に約500人が参加し、熱戦を繰り広げました。結果は次のとおりです。

- 【軟式野球】▼優勝 国見ジャイアンツ▼準優勝 ピエロベースボールクラブ【ソフトボール】優勝▼あつかしクラブ▼準優勝 滝川▼3位 GETSソフトクラブチーム ピーチーズ【ゲートボール】▼優勝 藤田A▼準優勝 石母田▼3位 藤田B【バウンドテニス】▼優勝 吉田富美子・嶋原アキイベア▼準優勝 大竹ツネ・徳江恵美子ベア▼3位 鈴木一子・浅野末子ベア【グラウンドゴルフ】▼優勝 大橋 俊子▼準優勝 渡辺 等▼3位 秦 仲子【家庭バレーボール】▼優勝 スピリッツ▼準優勝 ドリーム▼3位 ブラックパンサー【卓球】▼優勝 鈴木忠・遠藤ツネベア▼準優勝 稲村けい子・太田喜代ベア▼3位 古内由克・大内邦子ベア【スポ少ソフトボール】▼優勝 森江野スポ少▼準優勝 藤田スポ少▼3位 大木戸スポ少

スポーツ

町民ハイキング 羽州街道小坂宿滑津宿  
 6月25日、参加者30名は、小坂峠羽州街道(町指定文化財)の豊かな自然を肌で感じながら登りきった峠の茶屋から信達平野を眺望しました。  
 郷土史研究会の菊池利雄・笠松金次両先生から萬蔵稲荷神社・上戸沢宿・下戸沢宿の歴史的背景から



の説明を受け、七ヶ宿までハイキングを楽しみました。

▲自然豊かな歴史の道を歩く

子ども移動図書館 30周年記念事業

当初は、児童書が一冊もない状態からスタートし、今では児童書1万7千冊を取り揃えて、月一回、各小学校の放課後に訪問し、児童に本の貸出と併せて、子どもの創造力を育てる楽しみのひとコマを取り入れる活動をしています。



▲今日の「楽しみ」は紙しばい

4月には、事業に携わる内池和子さんが文部科学大臣より表彰(広報5月号掲載)を受け、全国にこの事業を紹介してきました。今年、30周年を迎え、記念事業を開催します。奮ってご参加ください。



30周年記念事業

ジュニア朗読教室  
 期 日：平成18年7月29日(土) 13:30～16:30  
 場 所：国見町観月台文化センター 第一会議室  
 講 師：島田政男氏(NHK福島放送局アナウンサー)  
 対 象：小学3年生以上の小・中学生(東北地域)  
 受 講 料：無料  
 応募締切：7月21日(金)

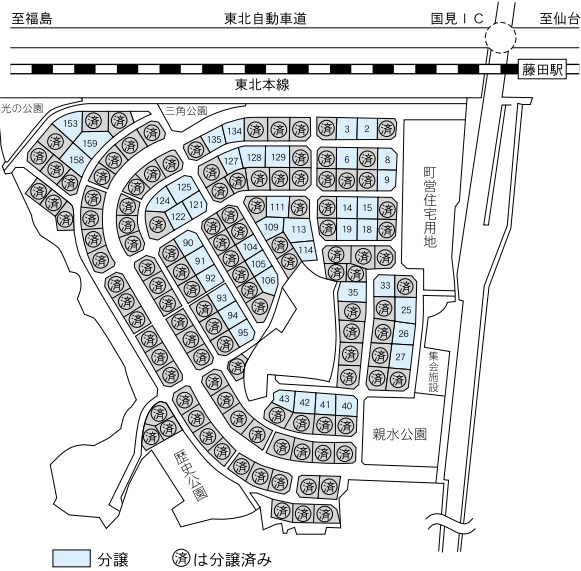
ジュニア朗読コンテスト  
 期 日：平成18年8月10日(木) 14:00～16:00  
 場 所：国見町観月台文化センター 大研修室  
 審 査 員：島田政男氏(NHK福島放送局アナウンサー) 中村哲也氏(福島大学教授) 内池和子氏(国見町図書専門指導員) 町内小学校教員  
 参 加 者：ジュニア朗読教室を受講した者  
 表 彰：優秀賞 優秀者に賞状と記念品  
 そ の 他：優秀者は、子ども朗読会にて課題朗読を発表します。

子ども移動図書館フェスティバル  
 期 日：平成18年9月10日(土) 13:00～16:00  
 場 所：国見町観月台文化センター ホール  
 内 容：「子ども朗読会」ジュニア朗読コンテスト優秀者の朗読発表 「記念行事」子ども移動図書館指導員による事業紹介 「記念公演会」林洋子(女優)の宮沢賢治作品の弾き語り  
 入 場 料：無料

後援：NHK福島放送局 福島民報社 福島民友新聞社

行事のお知らせ

- 《7月》
  - 20日(木) 町民講座「家系図づくり教室②」
  - 21日(金) 三学級合同学習会「スポーツ民謡グループ」
  - 22日(土) 少年仲間づくり教室「音楽を楽しもう」
  - 23日(日) ザ・ゼロアコースティックコンサート吉川よしひろらくらく写真入門教室
  - 24日(月) 夏休みわんぱく広場(藤田小)
  - 25日(火) 少年仲間づくり教室「キャンプ」
  - ～27日(木) (南蔵王野営場)
  - 27日(木) ブックスタート
  - 28日(金) 町民講座「家系図づくり教室③」
  - 29日(土) ジュニア朗読教室
- 《8月》
  - 1日(火) 夏休みわんぱく広場(藤田小)
  - 3日(木) 阿津賀志学級「朝顔の花観賞会」
  - 三学級合同学習会「町政を知る」
  - 夏休みわんぱく広場(藤田小)
  - 空手教室(柏葉体育館)
  - 5日(土) イキイキ子育てクラブ「親子体操でいい汗流そう」
  - 6日(日) 休館日
  - 7日(月) 夏休みわんぱく広場(藤田小)
  - 8日(火) ジュニア朗読コンテスト
  - 10日(木) 空手教室(柏葉体育館)
  - 12日(土) 夏休み親子映画館「ALWAYS 三丁目の夕日」
  - 19日(土) 納涼寄席
  - 20日(日) 阿津賀志学級「カラオケグループ」
  - 21日(月) 阿津賀志学級「書道グループ」
  - 22日(火) くみに女性教室「ハーブを使った小物づくり」
  - 23日(水) ブックスタート
  - 24日(木) 三学級合同学習会「スポーツ民謡グループ」
  - 25日(金) 成人学級「裁判員制度について」
  - 27日(日) 桑折町・国見町青少年健全育成剣道大会(柏葉体育館)
  - 30日(月) くみに女性教室「ペーパーフラワーグループ」
  - わんぱく広場(藤田小)



### 3拍子揃った自慢の宅地!!

- 低価格!!**
- 交通の利便性とすぐれた立地条件!!**
- 上下水道完備!!**
- 分譲斡旋報奨支給**  
分譲斡旋を頂いた方へ  
1区画あたり50万円の報奨金が支給されます
- Uターン新築等奨励金**  
新築家屋と土地の固定資産税相当分を交付(1年分)

よりお求めやすく国見町が強力バックアップ!

支払い条件 契約時10%、残高は3年以内の分納可 ※建築業者の指定や建築期限等はありません

- 5年間の利子補給制度**  
1千万円を限度に、2%について5年間補給します。
- 7区画限定最大20%OFF**  
※条件あり
- 遠距離からの現地見学者交通費助成制度**  
※首都圏等の条件あり。詳しくはお問い合わせ下さい。

## 43区画分譲中

### 国見町企画情報課

kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

☎585-2927

平成11年度に162区画の分譲開始以来、毎年着実に販売を進め、既に119区画を分譲、残り43区画となりました。厳しい経済状況のもと、緩やかながら着実なる前進が図られています。国見ニュータウンの恵まれた環境と安心によるものと考えられます。既に94世帯300人を超える方々が移住され、半数以上が国見に移り住まれた方で、定住化構想も前進しております。「国見町が国土交通省の補助のもと、しっかりと造ったものだから、安心さらに格安」このことを大切に、既に入居されている方をはじめ多くの皆様に信頼・支援されるよう努めてまいります。

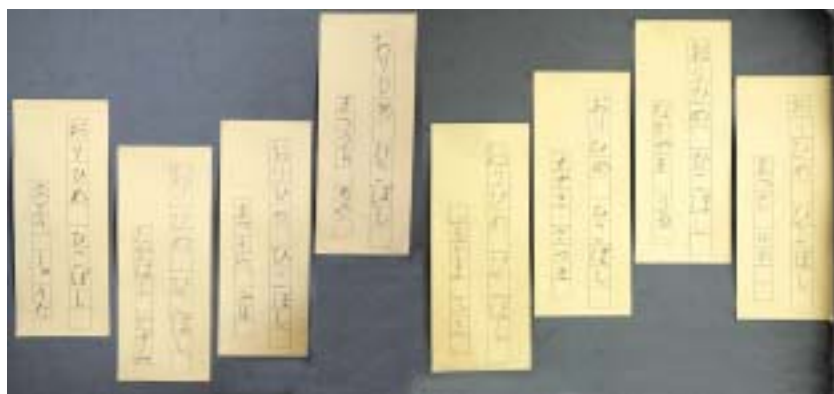
## 着実なる前進 安心確実の分譲地



# 国見ニュータウン

大木戸小学校1年

たなばた作品展



小なばたオオたち

200

PRINTED WITH SOYINKI

この印刷物は、古紙配合率100%再生紙及び大豆インクを使用し印刷したものです。

編集発行

国見町

〒969-1792

福島県伊達郡国見町大字

藤田字一丁田二の1

TEL 024-585-2111

FAX 024-585-2118

E-mail kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

URL www.town.kunimi.fukushima.jp